

お客様各位

【消費税法の改正に伴うガス料金変更のお知らせ】

このたび、消費税法の改正により消費税等^{*1}の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、以下のとおりガス料金^{*2}（基本料金及び従量料金）を変更させていただきます。（ガス料金税抜き価格は変更ございません。）

* 1 「消費税等」 = 消費税及び地方消費税の合計

* 2 「ガス料金」 = 消費税込みで表示されている料金。税抜き価格に変更はありません。

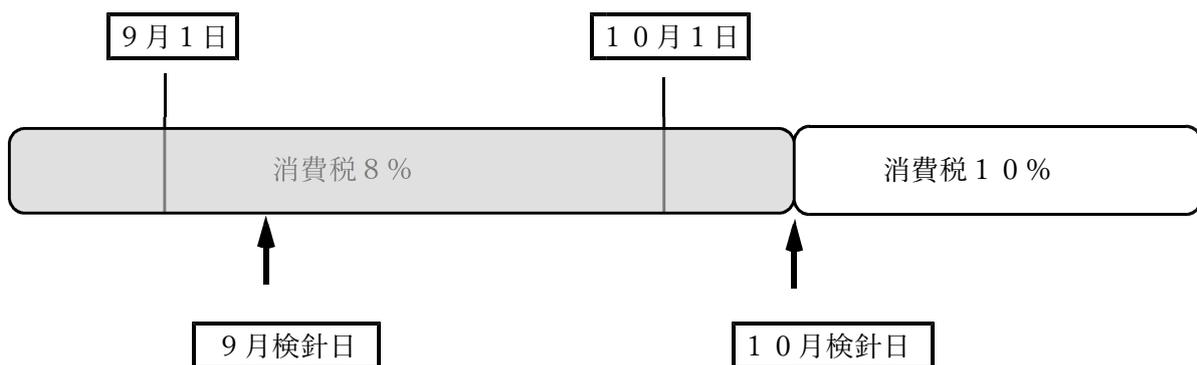
【ガス料金表の変更時期及び経過措置について】

今回のガス料金表の変更は、消費税率の改定に合わせ、令和元年10月1日に行い、同日から適用いたします。

ただし、消費税法に定める経過措置により、令和元年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいているお客様の、令和元年10月定例検針に限り、旧税率（8%）が適用されます。

【経過措置とは】

令和元年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいているお客様で



保原液化ガス株式会社

伊達市保原町烏内76-1 電話 575-2134

【受付時間】 08:30~17:30（土・日・祝祭日を除く）